

2013年11月14日

福島県知事

佐藤 雄平 様

日本共産党福島県議会議員団

団 長 神山 悦子

副団長 宮川えみ子

同 阿部裕美子

幹事長 宮本しづえ

政調会長 長谷部 淳

## 2013年12月定例県議会に関する申し入れ

### はじめに

東日本大震災・原発事故から2年8ヶ月が経過しました。いまだにふる里に帰れず、避難生活を強いられている県民は14万3千人余にのぼり、災害関連死が1500人を超えるなど原発事故による県民の苦難は継続しています。

日本共産党県議団は、10月以降、避難自治体の首長さんとの懇談に取り組んできました。各自治体が抱える課題に違いはあっても、除染・賠償についての国の方針の見直しを求めることや長期避難による住宅の問題の深刻さは共通しています。現場と被災者に寄りそった打開策が緊急に求められています。

いま開催されている臨時国会の安倍首相の所信表明演説をはじめとする発言は、「アベノミクス」や外交・安全保障での成果を最大限強調しましたが、現実を反映したものではなく、現実を見ない「自信」はただの無責任な“暴走”であり、危険です。その最たるものが東京電力福島第1原発事故での汚染水問題です。

わが党の「福島第1原発の汚染水危機打開の緊急提言」が示した4つの転換、①「放射能で海を汚さない」ことを、基本原則として確立する、②放射能汚染水の現状を徹底的に調査・公表し、「収束宣言」を撤回するとともに、非常事態という認識の共有をはかる、③再稼働と原発輸出のための活動をただちに停止し、放射能汚染水問題の解決のために、もてる人的・物的資源を集中する、④東京電力を「破たん処理」し、「コスト優先・安全なおざり」を抜本的にただす、はエネルギー政策への立場の違いを越えて、きわめて重要であることが明確になっています。

安倍政権は、日本版NSC設置法や秘密保護法の制定、集団的自衛権の行使、消費税の大増税と社会保障改悪、環太平洋連携協定（TPP）の交渉推進、原発再稼働と輸出、米軍基地強化など、文字通り、暴走に暴走を重ねています。これらはいずれも東日本大震災と原発事故の被災県であるわが県の復旧・復興に向けた取り組みの足かせとなり、大きな障害ともなるものです。

11月2日に福島市で開催された「なくせ！原発 安心して住み続けられる福島

を！11・2ふくしま大集会」は県内外から7000人以上が参加し、「県内原発の廃炉」「汚染水問題の解決」「被災者支援」などの「オール福島」の声を結集し、全国に発信する集会となりました。

安心して住み続けられる福島県をとりもどすには、「オール福島」の願いである、除染の促進、全面賠償、原発ゼロの実現を粘り強く国・東電に求めていくことが必要です。

広域自治体として県の役割を発揮し、東日本大震災・原発事故からの復旧・復興をすすめ、県民の安全・安心を確保するために、12月定例県議会に関わって以下の項目について要望します。

## 一、安倍政権の危険な暴走から県民のくらし、民主主義を守ることについて

この間、県議会として、TPP交渉への参加反対、秘密保護法案への慎重対応を求める意見書が全会一致で採択されています。復旧・復興に足かせ・障害となる安倍政権の暴走に被災県として見直しを求めることが重要です。

- ① 国に対し、消費税の増税と復興特別法人税の前倒し廃止は中止することを強く求めること。
- ② 国に対し、重要5品目を聖域とする公約を真っ向から裏切るTPP交渉からただちに撤退するよう求めること。
- ③ 生活保護基準の引き下げをはじめとする社会保障改悪のプログラムを撤回するよう国に求めること。
- ④ 特定秘密保護法案は、原発情報を隠すおそれがあるなど国民の知る権利を奪いさる危険性を持ち、民主主義を守る立場から反対を表明すること。
- ⑤ 集団的自衛権の政府見解の見直しによる事実上の憲法改悪は許されないことを表明すること。

## 二、廃炉と汚染水の危機打開へ国が全責任を負うこと、「収束宣言」の撤回を

政府の原発事故対策本部は、汚染水対策の基本方針を決定した9月3日以降、1回も会議を開催していないことが、わが党の笠井衆院議員の予算委員会の基本質疑で明らかとなりました。国が前面に出て対策にあたるということを言葉だけにせず、現実となるよう国に強く求めることが必要です。

- ① 東電まかせにしてきた結果が現在の状況であり、東電に当事者能力がないことは明白となっており、国が現状の掌握と収束・廃炉作業に直接責任を持つ現地対策本部を設置するよう強く求めること。
- ② 東電が再稼働申請した柏崎刈羽原発について原子力規制委員会が審査を開始するとの報道がされているが、県は審査は認められないという立場に立って国に強く申し入れること。
- ③ 政府に対し、根拠のない「事故収束宣言」の撤回を文書で強く求めること。
- ④ 福島県原子力発電所所在町協議会が方向性を確認した県内原発10基廃炉は

文字通り「オール福島」の強い願いとなっていることから、国に対して県内原発全基廃炉を明確にするよう求めること。

- ⑤ 「福島県内の全原発の廃炉を求める会」の呼びかけ人らが要請した県主催の県民集会を3月11日に開催し、知事が県内原発の全基廃炉を宣言すること。
- ⑥ 汚染水・廃炉対策作業が長期にわたることに鑑み、県として、「廃炉安全監視協議会」の事務局体制の機能強化を図ること。
- ⑦ 汚染水・廃炉作業にたずさわる作業員の身分・健康管理と作業後の生活保障は、事故収束と県民が安心して暮らせる県土づくりの大前提であり、国が責任をもつことを県として求め、その監視の仕組みを県がつくること。

### 三、避難自治体、避難者支援について

避難生活が長期化する下で、帰還を諦める住民が増加傾向を示しており、自治体がいかに住民を支援する役割を果たすのか、一自治体だけでは対応できない問題が山積し苦悩は深まるばかりです。広域行政機関としての県の役割はいよいよ重要性を増しています。

- ① 避難自治体住民への支援を広域的に進めるために、課題を協議する協議機関を県のイニシアチブで設置すること。
- ② 自治体の中に自治体があり、独自の判断では何も決定できないもどかしさを抱える自治体の悩みに丁寧に対応し、必要な支援を強化すること。
- ③ 原子力規制委員会が、年間被ばく線量について20ミリシーベルトまでは健康に影響はないとする見解を今月になって示したことに對して、帰還を促すための口実ではないかと県民の間で不安と不信が生じている。県民のあらゆる不安を払しょくし、安心して住める環境を作ることを基本にし、被ばく線量を低減させるためにあらゆる対策を国と東電に求めること。
- ④ 仮設住宅での生活が長期化する中で、生活条件の変化に応じた住み替え要求に対応すること。
- ⑤ 土台から傷みつつある仮設住宅の総点検、補強工事を降雪期の前に実施すること。
- ⑥ 借り上げ住宅の住み替え要件の緩和を国に求めるとともに、避難者の生活再建支援の立場で県が先行して支援を行うこと。
- ⑦ 福島県内の同一自治体に避難する避難者の家賃支援を国に求めるとともに、県の判断で支援を行うこと。
- ⑧ 原発事故による避難者、並びに県民全ての高速料金を無料化するとともに、全国からのボランティアや調査研究など福島復興支援に携わる全ての人たちを高速道路無料化の対象とするよう国に求めること。
- ⑨ 災害公営住宅、復興公営住宅の建設を促進するとともに、被災者の買取要求にも対応できるよう木造低層住宅の建設戸数を増やすこと。災害公営住宅の家賃

は、国の軽減措置に県が上乘せを行っていわき市並の家賃とすること。

#### 四、除染、賠償の促進について

県民が安心して住める環境づくりの基本となる除染は、住宅で計画戸数の15%不足にとどまっています。

賠償でも事業者への賠償の遅れや打ち切り、避難地域以外の県民に対する賠償拒否など県民の不満は蓄積しています。

- ① 避難指示区域の除染の促進を国に求めるとともに、避難指示解除準備区域以外の避難区域についても除染を行うよう国に求めること。
- ② 住民が自主的に行った除染の費用を早期に支払うよう求めること。
- ③ 再除染が必要な個所については早期にその具体的方針を明らかにすること。
- ④ 除染作業員への労賃が適正に支払われるよう監視の仕組みを作ること。
- ⑤ 財物賠償基準は再取得可能なものに見直しを求めること。
- ⑥ 避難指示区域外の県民に対する精神的損害について、早期に賠償基準を示すよう国に求めること。
- ⑦ 事業者に対する賠償は、元の事業が取り戻せるまで賠償を継続するよう求めること。
- ⑧ 賠償金には消滅時効を適用しないよう法整備を急ぐよう求めること。

#### 五、県民の医療福祉の前進のために

長期避難に伴う避難者の健康悪化が広がっていることを踏まえ、支援の強化が求められています。加えて、社会保障改革プログラム法の審議が本格化する下で、県民の生活の再建に不可欠の医療・福祉の改悪が被災県民のくらしと命を脅かす懸念が高まっています。

- ① 避難者の心疾患や脳血管疾患による救急搬入が増加傾向にあることを深刻にとらえ、健康管理体制の強化を図ること。また、救急搬入先の確保について、県の調整機能を発揮すること。
- ② 自殺者が増加していることから、心のケアに係わる職員を大幅に増員すること。そのため他県からの支援職員の増員要請を行うこと。
- ③ 介護保険の改悪による要支援認定者の介護保険はずしを許さないとともに、市町村事業に移行されてもこれまでと同様のサービスが保障されるよう財政の裏付けを含めて市町村を支援、指導すること。
- ④ 介護施設の増設、とりわけ特養ホームの増床計画を見直し、待機者の解消に見合う増床を進めること。
- ⑤ 医療や介護施設職員不足の解消のため、福島県の特別待遇改善措置を講じるよう国に求めるとともに、当面県独自の対策を講じること。

- ⑥ 子ども・子育て関連法の施行に伴う市町村計画の策定にあたり、認可保育所の入所希望者を実態に見合う正確な把握を行い、要求に応えられる計画となるよう指導援助すること。

## 六、農林漁業を守り、地域経済の再生、振興を図ること

自公政権はTPP交渉での譲歩を前提にして、減反の廃止と補助金の見直し方針を打ち出しました。また、農地の中間管理機構をつくり農業委員会を形骸化し、農地を企業の儲けの対象にするなど、農政を財界の求める方向に誘導する動きが強まっています。

- ① 一方的な減反補助金の削減は行わないよう国に求めること。
- ② 農業委員会の農地の番人としての役割を否定する制度の改悪に反対し、基幹産業である本県農業の再生、復興の支援を強化すること。
- ③ 耕作を断念せざるを得なくなった農家の経営を委託された農家の規模拡大分に対する賠償金の支払いを東電に認めるよう求め、耕作放棄地の拡大に歯止めをかけること。
- ④ あんぽ柿の加工再開モデル地区の試験生産を支援し本格生産につながるよう、放射能の検査体制を確立するとともに、生産農家の意欲低下にならないよう再開農家についても従来通りの完全賠償を東電に求めること。
- ⑤ 稲わらなど農業廃棄物の処理施設の早期建設を進めるとともに、焼却処理可能なものから処理できるよう自治体との調整を行うこと。
- ⑥ シイタケの生産再開に向けて行った新設ハウスの賠償について、出荷制限の解除の条件をつけず、早期の支払いを東電に求めること。
- ⑦ 森林の除染と一体にその育成をはかり、県産材利用の促進を図ること。
- ⑧ 試験操業が再開した漁業者の意欲を持続し、本格操業再開に向けた取り組みを支援すること。
- ⑨ 海のがれき撤去作業を引き続き保障すること。
- ⑩ 試験操業における魚類のストロンチウム等の放射能検査について国まかせでなく県として検査体制を拡充すること。
- ⑪ 避難地域の中小業者の事業再開の支援を強化するため、個々の事業者の要望を丁寧に聞き取り、二重ローン解消支援策など活用できる制度の周知を図ること。
- ⑫ グループ補助金制度が活用しにくい遠隔避難者への柔軟な対応を国に求めるとともに、グループを組めない事業者にも県単独事業で同じ補助率で再開支援を行うこと。

以 上